

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	7 921	603	6 704	614

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 50 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	7 892	815	134	925	91	1 485	477
	(4 924)	(426)	(76)	(539)	(51)	(812)	(296)
1000 万円以下	2 470	478	99	475	50	604	131
	(1 349)	(254)	(57)	(253)	(30)	(310)	(70)
5000 万円以下	3 571	261	23	368	22	641	248
	(2 383)	(154)	(13)	(244)	(14)	(377)	(164)
1 億円以下	910	26	2	53	7	114	51
	(618)	(7)	(2)	(29)	(4)	(66)	(32)
5 億円以下	571	15	-	16	-	54	24
	(384)	(5)	-	(8)	-	(27)	(17)
5 億円を超える	41	1	-	-	1	4	1
	(29)	-	-	-	-	(2)	(1)
算定不能・不詳	329	34	10	13	11	68	22
	(161)	(6)	(4)	(5)	(3)	(30)	(12)

(注) () 内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 49 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのある事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	220	100	38	17	14	10	41
配 偶 者	21	8	-	1	2	4	6
子	179	80	33	16	11	6	33
そ の 他	20	12	5	-	1	-	2

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのある者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」
遺産の価額別—全家庭裁判所

土 動 産 地 そ の 他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物 そ の 他	現 動 産 金 等 の 他	土 現 地 産 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ 建 物 ・ 他	土 動 地 産 ・ 現 金 等 ・ 他	建 動 産 ・ 現 金 等 ・ 他	土 現 動 地 産 産 ・ 金 等 建 物 ・ ・ 他
49	150	14	174	2 384	203	66	26	899
(28)	(98)	(11)	(122)	(1 591)	(135)	(40)	(17)	(682)
21	42	7	49	398	28	10	6	72
(10)	(22)	(6)	(31)	(229)	(14)	(3)	(4)	(56)
20	87	6	97	1 252	105	32	14	395
(13)	(64)	(4)	(71)	(858)	(79)	(22)	(9)	(297)
3	9	1	15	398	32	10	4	185
(3)	(7)	(1)	(11)	(279)	(20)	(8)	(2)	(147)
3	4	-	7	225	26	12	1	184
(1)	(2)	-	(6)	(152)	(15)	(6)	(1)	(144)
-	1	-	1	11	1	1	-	19
-	-	-	(1)	(9)	(1)	(1)	-	(14)
2	7	-	5	100	11	1	1	44
(1)	(3)	-	(2)	(64)	(6)	-	(1)	(24)